

平成17年度包括外部監査結果報告書 抜粋

第5 開示について

開示の問題に関しては、財務情報の開示と、府民への分かりやすい開示（説明）、さらにそれぞれについて、大阪府自身についての開示と、指定出資法人に関しての開示という視点から監査を行ったが、いずれについても、現状では不十分な点が目立つ結果となった。

1 大阪府の財政支出に関する会計処理と開示について

(2) 単年度貸付

本報告書の随所で指摘したとおり、大阪府の指定出資法人や金融機関に対する貸付金（預託金）の多くは、実態は複数年の貸付であるのに、年度末に一旦全額を返済させたうえで、年度初めに改めて貸付を行うという「単年度貸付」の方式で行われている。

このような方式が多用されている背景には、収支を基礎とした会計処理を行う地方公共団体においては、ある年度に支出した貸付金が当該年度中に返済されなければ、収支の差額が発生して収支赤字をもたらす原因となってしまうという事情がある。そのため、とくに厳しい財政状態にある大阪府では、当該貸付に関する年度ごとの収支を同額とするために、毎年度、年度末に一旦返済させるという方式が繰り返されるようになったようである。

しかし、金融機関への貸付のように返済の確実性を認め得るものはともかく、実質的に早期返済が困難となっているような指定出資法人への貸付金についてこのような処理を行うことは、実態に反した不透明な処理ではないかとの疑義が生じる。また、年度末に一旦返済させることにより、借り手である指定出資法人が、短期間とはいえ金融機関から資金調達を行い、無意味な利息負担を余儀なくされていることにも、疑問がある。

その具体例としては、第7編において指摘した基盤協会に対する貸付金のケースがある。この貸付金の返済計画の内容と実情は、第7編において指摘

したとおりであって、実態としては年度末に返済されたと評価できるものではない。また、基盤協会は年度末だけの返済のために金融機関から借入れを行うことで、約200万円の利息を支払っている。

このような単年度貸付の問題は、大阪府に限ったことではないようであり、公会計のあり方自体が大きく関係することもある。直ちにそのすべてを見直すことが困難であることは理解できる。しかし、地方公共団体の財務情報の開示の推進の流れに照らしても、このような不透明な方式を維持し続けてよいとは思われない。可能なものから改善を行うとともに、例えば、個々の貸付金を査定してその実質的な価値ないし実情を明らかにした開示を別途行うなど、何らかの過渡的な措置の実施を検討すべきである。